

NPO 法人大和シルフィード・スポーツクラブ  
大和シルフィード株式会社  
セーフガーディングポリシー(安全保護方針)

## 1. 目的

このポリシーの目的は全ての人々を守ることとし、2022年6月27日にNPO法大和シルフィード・スポーツクラブ（以下大和シルフィードという）理事会及び2022年6月27日に大和シルフィード株式会社（以下クラブという。）株主総会にて承認をされました。このセーフガーディングポリシーは、大和シルフィードとクラブに関わることに起因する如何なる危害からも、子どもたちや若者、障害児・障害者をはじめとする成人を含む全ての危害を受ける可能性に晒されている人々、支援を必要としている人々を守ることが目的としています。

ここに含まれる危害とは次によるものです。

- ・ 大和シルフィード及びクラブのスタッフの行動によるもの。
- ・ 大和シルフィード及びクラブが企画運営する事業や業務の実施によるもの。

このポリシーは大和シルフィード及びクラブとスタッフに対する安全保護における責任を明確にします。

## 2. 大和シルフィード及びクラブのセーフガーディングとは

世界のスポーツ現場での子ども達への性虐待などが大きな社会問題となる中、2017年に国連教育科学文化機関(ユネスコ)スポーツ・体育担当大臣等国際会議(MINEPS)は「カザン行動計画」を発表し、2030年までに「子どもに対する虐待、搾取、人身売買及びあらゆる形態の暴力及び拷問」を廃絶するという、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」にスポーツを通してどのようにして貢献するのかがまとめられました。これらを受け、その規模の大小を問わず国家や各国スポーツ団体などで制定が急がれているのが、子どもを含む全ての人々を保護するための基準と手続きを示した「セーフガーディング」です。

大和シルフィード及びクラブのセーフガーディングは、子どもたちや若者、障害児・障害者をはじめとする全ての危害を受ける可能性に晒されている人々、支援を必要としている人々を、大和シルフィード及びクラブのスタッフと関わったり、事業や業務に参加したりすることで生じる様々な危害から保護することであると考えます。

## 3. 対象者の定義

子ども：18歳未満のすべての人。1

障害児：障害児及び精神障害者のうち18歳未満のすべての人。2

障害者：身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に

相当な制限を受ける人。3

成人：満 20 歳以上のすべての人。4

若者：子ども期から自立した大人になるまでの移行期にあたり、そのため他の年齢グループより流動的に捉えられます。なお、国連が統計的に使用する際は、15 歳から 24 歳までのすべての人 5

なお本ポリシーは、以下国際・国内方針を根拠に作成されています。

1 国連子どもの権利条約(1989)

2 国連経済社会局(UNDESA)の Definition on youth

参考ウェブサイト <https://www.un.org/esa/socdev/documents/youth/fact-sheets/youth-definition.pdf>

3 児童福祉法第 4 条第 2 項

4 障害者基本法

5 民法第 4 条(2022 年 4 月 1 日から満 18 歳以上)

4. スタッフとは

- ・ 大和シルフィード及びクラブの事業、業務に携わるすべての人々  
(委託先の関係者やボランティア、取材を含む来訪者なども含む)

5. セーフガーディングポリシーの適用範囲

- ・ スタッフが大和シルフィード及びクラブの事業や業務に携わっている間

6. 大和シルフィード及びクラブのセーフガーディングポリシー

大和シルフィード及びクラブは、年齢、性別、障害、宗教、文化的・社会的背景などに関わらず、私たちが出会うすべての人があらゆる形態の危害、虐待、無視、搾取から保護される権利を有すると考えています。大和シルフィード及びクラブは、スタッフや関係者による、危害、虐待、無視、搾取を決して認めません。

このポリシーでは、児童保護、障害者保護、性的搾取及び虐待からの保護といった保護分野に対して必要に応じて取り組むことを示しています。

大和シルフィード及びクラブはその事業や業務において、「周知」「予防」「報告」「対応」の 4 つの柱を通じて、安全保護への取り組みに責任ある行動をとります。

周知：すべてのスタッフに対し、虐待や搾取に関わる問題とリスクを知らせ、安全に関する意識を高めます。

予防：スタッフが模範となる行動を取ることで、リスクを減らし安全性を高めます。すべて

の人の権利を尊重し、安心して参加できる環境を作ります。

報告：問題が生じた時の手順についてあらかじめスタッフが理解し、懸念を感じた時には速やかに報告、相談をします。

対応：問題行為が起きたり疑われたりした場合には、対象の方の安心・安全を確保した上で、問題の解決を図るとともに、再発防止に努めます。

## 7. 周知

・すべてのスタッフへセーフガーディングポリシーの研修、大和シルフィード指導規範を周知徹底します。またすべてのスタッフはスタッフとしての責任を自覚しています。

## 8. 予防

### 【大和シルフィード及びクラブの責任】

・スタッフが模範となる行動を取ることでリスクを減らし安全性を高めます。すべての人の権利を尊重し、安心して参加できる環境を作ります。

・すべての事業や業務は、生じる可能性があるあらゆる危害から人々を保護できるよう企画運営を行います。これはすべての事業や業務の過程で集められた個人情報や交わされた契約も含みます。

・スタッフが組織における役割に見合ったレベルで、保護に関する研修を改訂の都度受けられるようにします。

・安全保護に関する懸念事項が生じた場合には、規定に従い速やかに報告を行います。

### 【スタッフの責任】

<子ども、障害児の保護(18歳以下の若者も含まれる)>

・指導、及び宿泊や移動を伴う活動内において、子どもや障害児に対して競技上または技術向上に必要な指導を除く身体接触はしません。

・指導、及び宿泊や移動を伴う活動内において、子どもや障害児に対して対面、デジタルを問わず閉じられた空間や指導者との1対1の状況での指導、コミュニケーションは行いません。

・いかなる18歳未満の子どもや障害児とも性的な関係はもちません。

・子どもや障害児に対する性的虐待又は搾取を行いません。

・子どもや障害児に身体的、感情的、心理的虐待を行いません。また、監護放棄(ネグレクト)も行いません。

・児童労働や人身売買を含む、子どもや障害児に対するいかなる商業的性的搾取活動にも従事しません。

<成人、障害者の保護(18~24 歳の若者も含まれる)>

- ・ 危害を受ける可能性に晒されている成人、支援を受けている又は必要としている成人に対する性的虐待や搾取を行いません。
- ・ 危害を受ける可能性に晒されている成人、支援を受けていたり必要としている成人に対して、身体的、感情的、心理的虐待を行いません。また、監護放棄(ネグレクト)も行いません。

<性的搾取や虐待からの保護>

- ・ 金銭、雇用、商品などと引き換えに性行為の強要を行いません。

#### 【所属するすべての選手、保護者の責任】

クラブに関わるあらゆる人が尊重され、子どもたちにとって良い環境でプレーができるように相互協力を推進していきます。

\* 大和シルフィード及びクラブに関わる全ての人にはセーフガーディングポリシーを履行し、違反行為や疑わしき行為を認めた場合には速やかに定められた手続きにおいて担当者への報告を行います。

→担当者：セーフガーディングオフィサー

#### 9. 報告

セーフガーディングポリシーに違反する行為や疑わしき行為を認めた場合には速やかに定められた手続きにおいて担当者への報告を行います。担当者が然るべき対応を行わない、担当者が当該事案の当事者である場合などは、以下に挙げる外部団体に報告することができます。

- ・ 日本サッカー協会
- ・ スポーツ庁
- ・ 各地域の福祉保健局
- ・ 児童相談所
- ・ 警察署 など

#### 10. 対応

- ・ セーフガーディングポリシーを遵守せず違反したスタッフには適切な懲戒措置を行います。
- ・ 大和シルフィード及びクラブはスタッフや関係者から被害を受けた人たちに対して、日本

サッカー協会やなでしこリーグと協議の上、必要な支援を行います。

## 11. 守秘義務

大和シルフィード及びクラブはセーフガーディングポリシーの違反行為や疑わしき行為に対処する際には、その全ての過程において法令を遵守し守秘義務を履行します。

## 12. 言葉の定義

危害：国際基本安全規格においては「人の受ける身体的障害もしくは健康傷害、または財産もしくは環境の受ける害」と定義されている。

身体的虐待：程度に関わらずあらゆる「殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を追わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する」などの体罰

性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィティの被写体にするなど

ネグレクト：理由なく練習に参加させない、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう、きょうだいに虐待行為を行うなど。また SNS を含むデジタル上で誹謗中傷、肖像権等の侵害、相手を不快にさせる行為

無視：現に存在していることを承知していながら、それを存在しないかのように扱うこと

性的搾取：性的な目的のために、地位の脆弱性、権力格差または信頼を 実際 に濫用することまたはその試みをいう

商業的性的搾取：子どもまたは第3者への金銭、商品、またはサービスの支払いまたは約束のための 18 歳以下の未成年者の性的虐待または搾取のこと

## 13. 変更

・ このセーフガーディングポリシーは 2 年に 1 度以内に改訂を行い、NPO 法人大和シルフィード・スポーツクラブ理事会及び大和シルフィード株式会社株主総会での変更手続き

を経ることとする

附則

この規範は、2022年7月1日から施行されます。

NPO 法人大和シルフィード・スポーツクラブ

大和シルフィード株式会社

セーフガーディングのための行動規範

1.はじめに この「行動規範」は、大和シルフィード及びクラブのセーフガーディングポリシーに基づき、大和シルフィード及びクラブが企画運営する事業や業務を実施する上で、スタッフが従うべき行動を示したものです。

## 2.一般規範

2-1 全ての人々へ敬意を持ち、公正に扱います。

2-2 年齢、性別、障害、宗教、文化的・社会的背景により差別し不利益をもたらす言動や行為は行いません。

2-3 危害、虐待、無視、搾取など参加者の安心・安全を損ねる言動や行為を決して認めません。また、それらの行為を許したり黙認したりしません。

2-4 被害を受けたなどの事案があった場合、報告窓口を予め示すなど、相談しやすい環境を作ります。また、訴えることが不利益になったり、不利益になると感じられたりすることのないよう努めます。

2-5 プライバシーを尊重し、個人情報保護と秘密の保持に努めます。

## 3.スタッフの行動規範

3-1 いかなる 18 歳未満の子どもや障害児とも性的な関係は持ちません。

3-2 子どもや障害児、危害を受ける可能性にさらされている成人、支援を受けていたり必要としている成人に対して、性的虐待や搾取を行いません。

3-3 子どもや障害児、危害を受ける可能性にさらされている成人、支援を受けていたり必要としている成人に対して、身体的、感情的、心理的虐待を行いません。また、看護放棄(ネグレクト)も行いません。

3-4 子どもや障害児、危害を受ける可能性にさらされている成人、支援を受けていたり必要としている成人に対して、金銭、雇用、商品などと引き換えに性行為の強要を行いません。

3-5 子どもや障害児、危害を受ける可能性にさらされている成人、支援を受けていたり必要としている成人と接する時は、可能な限り第三者と共に入られるよう留意します。

3-6 オンラインでの活動の場合でも、子どもや障害児、危害を受ける可能性にさらされている成人、支援を受けていたり必要としている成人と接する時は、可能な限り第三者と共に入られるよう留意します。

3-7 宿泊や車などでの移動を伴う事業の場合、子どもや障害児の保護者又は法的な保護責任者に事前に状況をよく説明し同意を得ます。また、危害を受ける可能性にさらされている成人、支援を受けていたり必要としている成人に対しては可能な限り第三者と共に入られ

るよう留意します。

3-8 禁止薬物などの違法物質の所持、使用は行いません。

#### 4. プライバシーの尊重

4-1 事業や業務を通じ取得した個人情報は、その事業や業務のためのみに使用し、個人的な目的での使用はしません。

4-2 事業や業務で取得した個人情報を廃棄する場合は、個人情報が漏洩しないよう最大の配慮をし、取り扱います。

4-3 事業や業務で取得した画像、動画、音声などを SNS 含む大和シルフィード及びクラブ各広報のために活用する場合、予め本人または保護者の許可を得て行います。

4-4 問題解決を支援する目的であっても、当事者が認めない場合は個人情報を 使用しません。

4-5 事業や業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集は行いません。

#### 5. 違反への対応

5-1 本規範に対する違反行為や疑わしき行為を認めた場合には速やかに定められた手続きにおいて担当者への報告を行います。

5-2 当該違反者に対する処罰等は 大和シルフィード及びクラブの理事会、株主総会において審議し決定します。

5-3 担当者が然るべき対応を行わない、担当者が当該事案の当事者である場合などには、外部団体(スポーツ庁、各地域の福祉保健局、児童相談所、警察署 など)へ報告することができます。

#### 6. 変更

6-1 この規範は、2 年に 1 度改訂されるセーフガーディングポリシーに合わせ見直され、大和シルフィード及びクラブの理事会、株主総会の決議により変更することができます。

#### 附則

この規範は、2022 年 7 月 1 日から施行されます。